

論諸論



光多 長温
都市化研究公室理事長

和魂洋才と官民連携

明治4年の岩倉員視察米視察団は、欧米諸国の科学・医療技術面だけでなく、政治体制、社会制度についても詳細な調査を行い、これを契機として、わが国における憲法・議会制度、行財政制度等の整備が急ピッチで行われた。明治20年から23年にかけての、市制町村制の制定、帝国憲法の公布、府県制の制定、歳入歳出・公共調達制度等を規定する会計法の制定という流れとなる。この間、欧米諸国の制度を単純に模倣するのではなく、日本の文化、国情に合った制度とする努力がなされた。いわゆる和魂洋才である。

この制度構築面における和魂洋才は、その後、都市・地域の開発・整備

制度を検討する際に連続と続く。区画整理(及びその延長線上にある市街地再開発)、建築物に関する高さ制限、用途容積率制、地区計画、再開発地区計画、都市マスター

の文化、国情(プラットフォーム)に合わないこと、結局はうまくいかない。大まかにいえば、大陸系のコンテンツは、一定の適合を見せているが、アングロサクソンのコンテ

の文化、国情(プラットフォーム)に合わないこと、結局はうまくいかない。大まかにいえば、大陸系のコンテンツは、一定の適合を見せているが、アングロサクソンのコンテ

の加工を行うことが必要である。特に、アメリカの制度については、建国以来の官と民との関係、その成り立ちを十分理解した上で見る必要がある。

わが国における官民連携方式の代表は第三セクター方式であろう。これはフランスの混合経済会社(SEM: Societe Economique Mixte)の日本

プラン、田園都市構想・ニュータウン等々いずれも欧米諸国の制度がヒントとなっている。

ンツは中々適合しない感じがする。岩倉員視察団報告書においても、大陸系諸国の制度の方に共感を覚える記述が見られる。もちろん大陸系の制度も、わが国の制度として形作られた時には相当な加工が施されて、原型を留めないものが多い。

の内容は諸説あると思うが、海外の制度をそれほど抵抗なく受け容れる「寛容性」、及びわが国にフィットするように加工する「応用性」といったことではないかと思う。

版であるが、フランスが協同組合の長い歴史の上に構築され、明確な法的規定の上に構築されていることと比べて、法的規定もないし、さまざまな問題をひき起した。

海外の制度を参考にして新たに官民連携方式を作るには、各国の制度の底辺にある文化・歴史をよく理解してその制度を理解し、かつ、余り、海外の制度にとらわれないでわが国に適合する制度を考へる方が良いのかも知れないと思う。現代版和魂洋才である。

わが国の文化、国情をプラットフォーム、都市・地域の開発・整備方式をコンテンツとする、プラットフォームにフィットしないコンテンツを乗せてもガタガタとして、いずれ故障する。海外から導入した様々な制度(コンテンツ)もわが国

例えは、地区計画制度は、ドイツのBプランを参考にして構築されたものであるが、策定義務や同意

海外の事例を参考にしてわが国の官民連携方式を考へる際には、それぞれの国の「官」と「民」の長い歴史と特質をよく理解した上で、それをわが国に適合させるため

PFIF方式(Private Finance Initiative)はイギリス保守党時代に創設され、労働党政権時に発展したものでわが国に導入したものであ

るが、中々定着しないというのが率直なところであろう。あえて、「日本版」といって現在の制度はイギリスの方式とは似て非なるものになっているにもかかわらずである。事業の判断基準(Value: Money)や、プロセス等については、むしろ、2004年に発足したフランス型の方がわが国にフィットするのかもしれない。空港等で導入されようとしているコンセッション方式(フランスのアフェルマージュ方式)も、もはや、フランスの制度とはかなり離れている感がある。